

議事要旨(3)企業会計基準「関連当事者の開示に関する会計基準(案)」及び企業会計基準適用指針「関連当事者の開示に関する会計基準の適用指針(案)」について

五反田屋専門研究員より、「審議資料(3)-1 主なコメントの概要とそれらに対する対応案」などに基づき、前回第110回企業会計基準委員会(平成18年8月8日)における指摘事項の検討状況及び第16回専門委員会(平成18年8月21日)における検討状況が報告された。

1. 主な報告事項は以下のとおりである。

(1) 関連当事者の範囲(基準案第1項)

前回の企業会計基準委員会において、会社法上の関連当事者の開示は、当会計基準による開示と目的や趣旨が異なっており、会社法の関連当事者開示との関係について、会計基準に特段の記述を行う必要はないとの意見があった。専門委員会でも検討の結果、委員会での意見を支持するとの結論となっている。

(2) 重要な子会社の役員(基準案第20項)

純粹持株会社の中核の子会社の役員の扱いについては引続き検討していたが、専門委員会では、重要な子会社の役員の考え方については、純粹持株会社であるか否かによって変わるものではないことから、個々の役員の重要性に基づいて判断されるべきとの結論となった。

(3) 企業年金(基準案第5項(3)、第22項)

事務局で専門家の意見も踏まえつつ再度整理を行った。企業年金との取引が開示の対象となるのは、「審議資料(3)-2 関連当事者開示が必要となる企業年金との取引について」に記載の限定的な局面のみが開示対象と考えられる。

(4) 関連当事者の存在に関する開示(基準案第11項、第38項、適用指針案第1項)

専門委員会においては、要約財務情報が米国においても監査項目としているのであれば、合算容認による注記開示でコンセンサスが得られている。なお、米国での監査上の取扱いについて、非監査であると明記された規定は確認できず、財務情報の注記事項とされている以上、監査項目と考えるのが通常ではないかという見解を複数確認している。

(5) 重要性の判断基準(適用指針案第15項、第16項)

関連当事者が法人である場合、個人である場合のそれぞれの重要性の判断基準に関して、専門委員会において確認したが、原案通りとすることで特段の意見はなかった。

(6) 設例

役員の兼任の記載方法、貸倒懸念債権及び破産更生債権等(基準案第10項(8))の

開示については、引続き専門委員会で検討中である。

2. 委員等からの意見のうち主なものと、これに対する対応は、以下のとおりである。

(1) 企業年金

審議資料(3)-2に記載のある取引は、退職給付信託に関する取引も含め、常識的に考えられないものであり、こうした取引が可能性としてありうるから範囲に含めるということは、関連当事者の開示の趣旨と異なるのではないかとの意見があった。また、本来であれば開示対象外となる取引が、対象とされているような誤解を招かないよう、書き方を工夫すべきではないかとの意見もあった。その一方で、めったに起きないことが起きたときは開示すべきであり、それを基準に書いておいくことはむしろ望ましいのではないかとの意見もあった。

(2) 関連当事者開示を行う範囲

会計基準案第4項に「連結財務諸表で関連当事者の開示を行っている場合は、個別財務諸表での開示を要しない」とあるが、開示制度のことを基準で規定するべきかどうか検討してみてもどうか、基準そのものには含めないで結論の背景に記述することも考えられるかどうか、という意見があった。

(3) 貸倒懸念債権及び破産更生債権等の開示

開示した貸付先が特定される場合があるのは望ましくないとの意見があった。

これらの意見を踏まえて、引き続き内容を検討していくこととされた。

以上